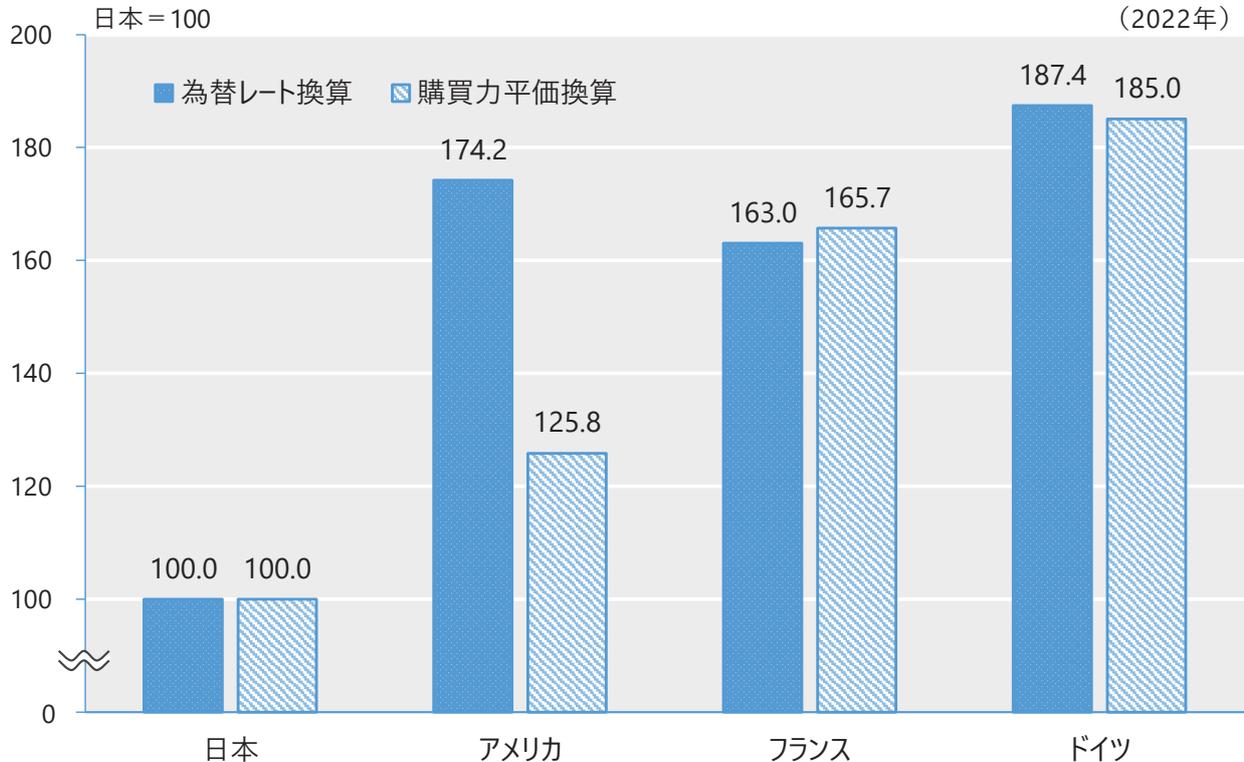


5. 賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1 時間当たり賃金（製造業）



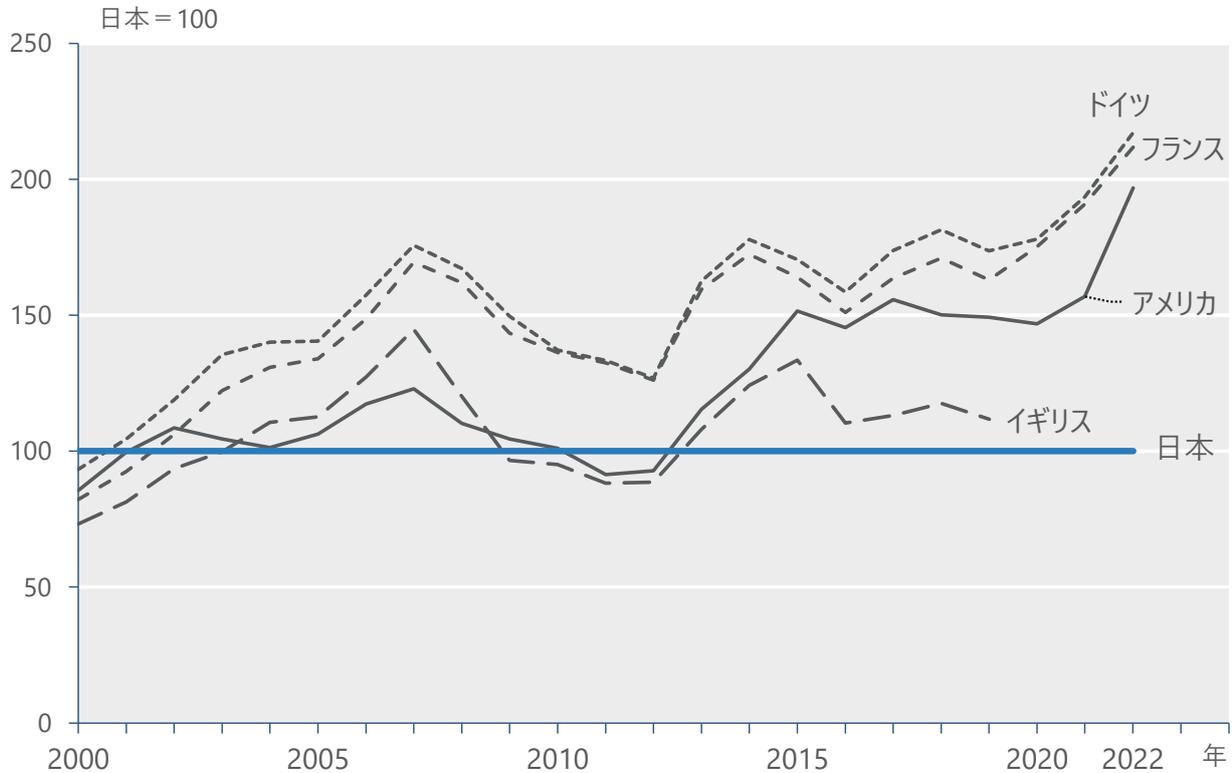
🔗 関連表 p.175 「第 5-1 表 時間当たり賃金（製造業）」

賃金の国際比較を行う場合にいくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態（物価水準）を考慮していないことなどの問題がある。

ここでは製造業の全労働者（日本はパートを含む常用労働者）について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価で試算し比較した（出典及び試算方法については第5-1表参照）。なお、事業所規模については、日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧州は10人以上という違いがある。

2022年の時間当たり賃金（購買力平価換算）は、日本を100.0とすると、アメリカが125.8、フランスが165.7、ドイツが185.0となっている。

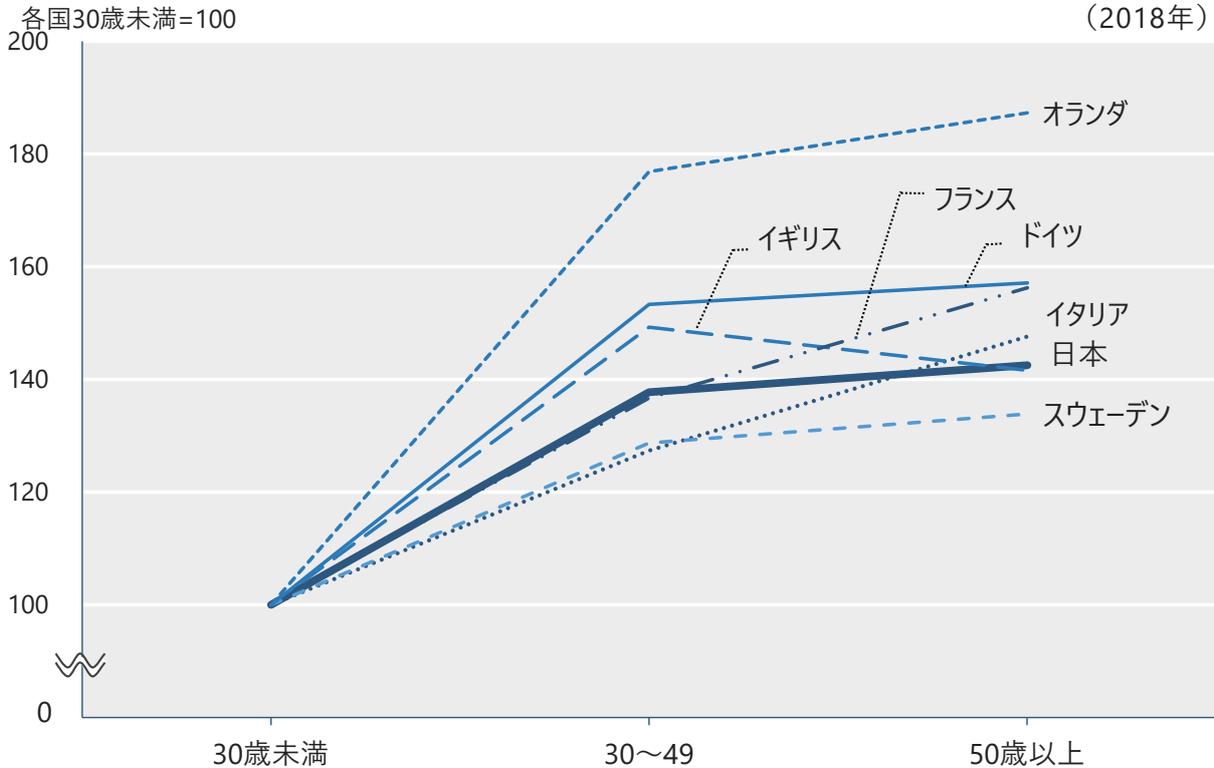
5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）



関連表 p.181 「第 5-8 表 労働費用（製造業）」

労働費用は、使用者が労働者を雇用することによって生じる一切の費用（企業負担分）を指し、現金給与額のほか、法定福利費、法定外福利費、現物給与の費用など、現金給与以外の労働費用を合わせたものである。賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用を試算し比較を行っている。わが国の労働費用は、1985年以降、欧米主要国と比較して上昇した結果、2000年には5か国中で最も高い水準となった。しかし、円高の影響もあり、2002年以降は相対的に低い水準で推移している。日本を100.0とする場合、ドイツが217.2、フランスが211.8、アメリカが196.8（いずれも2022年）、イギリスは111.7（2019年）となっている。

5-3 年齢階級別賃金格差



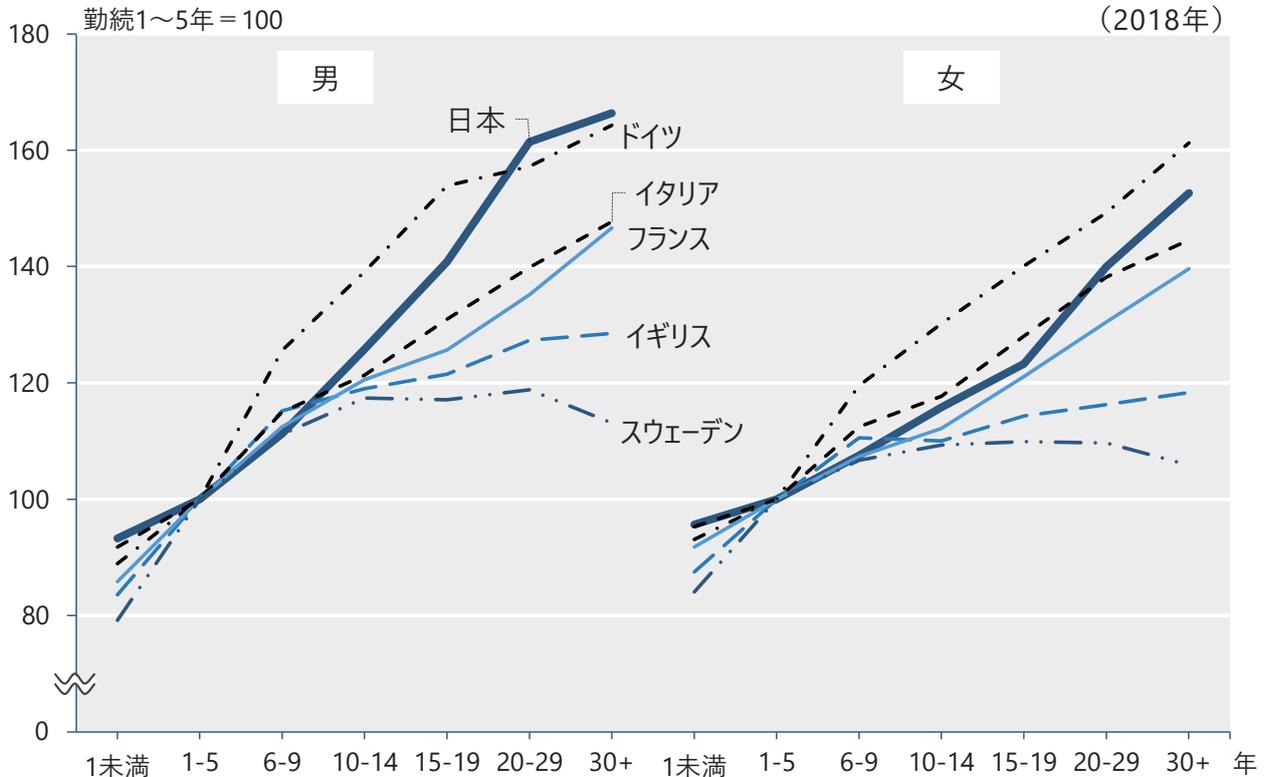
関連表 p.184 「第5-11-1表 年齢階級別賃金格差（労働者の種類計）」

上のグラフは、30歳未満の賃金を100としたときの各国の年齢階級別賃金指数により、年齢階級間の格差の状況を示したものである。

日本では30歳未満との賃金の格差は、30～49歳層で1.38倍、50歳以上層になると1.43倍へと拡大する。同様に欧州でも、多くの国では年齢階層が上がるにつれて賃金が上昇しているが、イギリスについては30～49歳層をピークに賃金が下がっている。

また職種別にみると、年齢階層間の賃金格差は「生産労働者」よりも「管理・事務・技術労働者」で大きい傾向にある。「生産労働者」では、30歳未満層と30～49歳層、50歳以上層の賃金格差は各国とも概ね1.1～1.3倍程度で、30歳以降ではほぼ横ばいとなるが、「管理・事務・技術労働者」では、30～49歳層でおよそ1.3～1.5倍、50歳以上層では1.6～1.7倍となる国が多く、年齢上昇とともに賃金格差も拡大するためである（p.185 「第5-11-2表 年齢階級別賃金格差（生産労働者）」、p.186 「第5-11-3表 年齢階級別賃金格差（管理・事務・技術労働者）」）。

5-4 勤続年数別賃金格差



関連表 p.187 「第 5-12 表 勤続年数別賃金格差」

(注) 日本の勤続年数は、1~5 年が 1~4 年、6~9 年が 5~9 年に相当。

上のグラフは日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデンについて、勤続年数1~5年(日本については1~4年)の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数(格差)を示したものである。

まず男性についてみると、おおむねの国で勤続年数が長くなるにつれ、勤続年数別賃金指数は上昇している。勤続年数1~5年を100とした場合、勤続年数30年以上についてみると、日本が約1.7倍、ドイツが1.6倍、イタリアとフランスが約1.5倍、イギリスが約1.3倍、スウェーデンが約1.1倍となっている。

他方、女性の場合は、男性に比べて勤続年数別の賃金格差は概して小さく、ドイツが約1.6倍、日本が約1.5倍、イタリア、フランスが約1.4倍、イギリスが約1.2倍、スウェーデンが約1.1倍となっている。

第 5-1 表 時間当たり賃金（製造業）

Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
時間当たり賃金									Wages per hour
各国通貨									national currency
日本 1)	2,246	2,311	2,358	2,401	2,447	2,465	2,468	2,498	JPN
アメリカ 2)	24.91	28.37	30.52	30.34	30.80	31.14	31.78	33.10	USA
イギリス 3)	16.73	17.99	18.70	19.30	19.50	—	—	—	UK
ドイツ 3)	25.56	29.31	30.80	31.50	32.20	32.60	32.80	33.80	DEU
フランス 3)	21.62	24.32	25.20	25.60	26.10	28.10	28.30	29.40	FRA
為替レート換算									Exchange rate conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	97.4	148.6	145.2	139.5	137.2	134.9	141.3	174.2	USA
イギリス	101.0	144.0	114.5	118.4	110.9	—	—	—	UK
ドイツ	132.4	170.3	165.5	171.1	160.6	161.3	172.5	187.4	DEU
フランス	112.0	141.3	135.4	139.0	130.2	139.0	148.9	163.0	FRA
購買力平価換算									PPPs conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	123.9	127.0	136.0	131.6	129.9	127.3	127.1	125.8	USA
イギリス	118.5	116.3	121.8	121.7	122.8	—	—	—	UK
ドイツ	157.9	168.6	184.3	185.8	189.3	188.5	186.8	185.0	DEU
フランス	125.8	134.6	145.9	146.9	156.0	165.7	165.0	165.7	FRA

出典： [日本] 厚生労働省（2024.1）「毎月勤労統計調査」

[アメリカ] 労働統計局(BLS)（2022.6）*Employer Costs for Employee Compensation*

[欧州] Eurostat (<https://ec.europa.eu/eurostat/>) "Labour costs (lc)" 2024年1月現在（2017～2019年は2022年12月現在）

[換算レート] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2024年1月現在

注： 以下の方法で、JILPTにおいて試算。

- 1) 事業所規模5人以上の製造業常用労働者について、月間の現金給与総額を総実労働時間で除して算出。
- 2) 企業規模1人以上の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計して算出。各年第1四半期の値。
- 3) 企業規模10人以上、製造業全労働者が対象。"Labour cost levels by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_lev]"による実数を使用。2015年以前は実数を基に"Labour cost index by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_r2_a]"の指数から算出。

第5-2表 賃金（製造業）

Table 5-2: Wages, manufacturing

		2015年	2018	2019	2020	2021	2022	
各国現地通貨（月額）								
日本 1)	Yen	294,200	296,000	293,600	298,300	294,900	301,500	JPN
日本 2)	Yen	376,964	392,305	390,981	377,583	384,765	391,169	JPN
アメリカ 3)	US\$	4,271	4,646	4,778	5,058	5,161	5,458	USA
カナダ	CA\$	4,380	4,610	4,771	4,980	4,994	5,306	CAN
イギリス 4)	Pound	2,580	2,797	2,849	2,704	2,950	3,070	UK
ドイツ 5)	Euro	3,468	3,702	3,800	5,541	5,188	5,266	DEU
フランス 6)	Euro	3,266	3,477	3,531	2,271	4,764	4,614	FRA
イタリア 7)	Euro	2,080	2,121	2,142	2,159	3,394	3,621	ITA
スウェーデン 8)	Krona	34,600	36,600	37,500	37,900	4,308	4,632	SWE
ロシア	Ruble	31,910	40,722	43,855	46,510	52,410	60,439	RUS
中国 9)	Yuan	3,246	4,106	4,405	4,826	5,329	—	CHN
韓国 10)	1,000 Won	3,569	3,851	3,968	3,910	4,060	4,383	KOR
シンガポール 11)	SG\$	—	4,680	5,000	4,885	4,896	—	SGP
タイ	Baht	10,671	14,269	14,562	14,511	14,807	15,996	THA
フィリピン	Peso	10,900	12,712	13,496	13,795	14,063	—	PHL
オーストラリア 12)	AU\$	5,406	5,823	5,989	5,921	6,134	—	AUS
ニュージーランド 4)	NZ\$	5,040	5,430	5,560	5,680	5,990	6,330	NZL
ブラジル 13)	Real	1,797	2,726	2,759	2,726	2,479	2,679	BRA
Local currency per month								

出典： [日本] 厚生労働省（2023.3）「賃金構造基本統計調査」、厚生労働省（2023.2）「毎月勤労統計調査」

[ロシア] ロシア連邦統計局 (<https://rosstat.gov.ru/>) 2023年11月現在

[その他] ILO (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2023年11月現在

注：原則、雇用者が対象。国により賃金に含まれる範囲・対象が異なる（諸手当・ボーナスの有無、実際に支払われた賃金、労働契約等により予め定められている賃金、あるいは通常の労働時間に対して支払われる基本賃金等）。

- 1) 賃金構造基本統計調査による。企業規模10人以上の民営事業所において、一般労働者（短時間労働者を除く）に支払われる所定内給与額。
- 2) 毎月勤労統計調査による。常用労働者（パートタイム労働者を含む）5人以上の事業所においてに支払われる平均月間現金給与総額。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。
- 3) 16歳以上が対象。
- 4) フルタイム及びパートタイム労働者が対象。
- 5) 16歳以上が対象。鉱業、電気、ガス、水道業を含む。
- 6) 2019年迄、フルタイム労働者が対象。2021年以降は16歳以上が対象、鉱業、電気・ガス・水道業を含む。
- 7) 2020年迄、フルタイム労働者が対象。2021年以降は16歳以上が対象、鉱業、電気・ガス・水道業を含む。
- 8) 従業員10人以上の事業所におけるフルタイム相当の労働者が対象。2021年以降は16歳以上が対象。
- 9) フルタイム労働者、都市部の民間部門が対象。
- 10) 民間部門の従業員5人以上の事業所。フルタイム及びパートタイム労働者が対象。
- 11) フルタイム雇用者（国籍保有者及び永住権保有者が対象）。
- 12) 週当たり賃金。2018年は成人のフルタイム労働者が対象、5月の数値。
- 13) 2018-2020年はフルタイム労働者が対象。

第 5-3 表 産業別賃金

Table 5-3: Wages by economic activity

	年	非農林 漁業計	製造業	鉱業及び 採石業	建設業	情報 通信業		
各国現地通貨（月額）								
日本 1)	Yen	2022	311,800	301,500	347,400	335,400	378,800	JPN
日本 2)	Yen	2022	325,817	391,169	451,294	431,562	498,722	JPN
アメリカ 3)	US\$	2022	4,845	5,458	6,821	5,015	7,511	USA
カナダ 4)	CA\$	2022	5,090	5,306	8,420	5,910	4,983	CAN
イギリス 5)	Pound	2022	2,701	3,070	4,435	3,210	3,783	UK
ドイツ 6)	Euro	2022	4,413	5,266	—	4,110	6,479	DEU
フランス 6)	Euro	2022	3,958	4,614	—	3,819	6,157	FRA
イタリア 6)	Euro	2022	3,116	3,621	—	2,644	4,462	ITA
スウェーデン 3)	Krona	2022	4,250	4,632	—	4,207	5,486	SWE
ロシア 7)	Ruble	2022	65,338	60,439	118,376	60,850	121,262	RUS
中国 8)	Yuan	2021	5,240	5,329	5,222	5,036	9,552	CHN
韓国 5) 9)	1,000 Won	2022	4,091	4,383	4,476	4,164	4,904	KOR
シンガポール 10)	SG\$	2021	4,680	4,896	—	4,200	6,092	SGP
タイ	Baht	2022	16,385	15,996	19,486	11,840	29,606	THA
フィリピン	Peso	2021	15,528	14,063	13,438	13,898	24,428	PHL
オーストラリア	AU\$	2021	5,906	6,134	10,670	6,617	8,625	AUS
ニュージーランド 5)	NZ\$	2022	5,990	6,330	9,460	6,270	9,420	NZL
ブラジル	Real	2022	2,614	2,679	4,359	2,060	4,632	BRA
Local currency per month								
			a	b	c	d	e	

*Figures are for employees. a) Total; b) Manufacturing; c) Mining and quarrying; d) Construction; e) Information and communication.

出典： [日本] 厚生労働省（2023.3）「賃金構造基本統計調査」、厚生労働省（2023.2）「毎月勤労統計調査」
[ロシア] ロシア連邦統計局 (<https://rosstat.gov.ru/>) 2023年11月現在
[その他] ILO (<https://ilostat.ilo.org/data/>) 2023年11月現在

注： 原則、雇用者が対象。国により賃金に含まれる範囲・対象が異なる（諸手当・ボーナスの有無、実際に支払われた賃金、労働契約等により予め定められている賃金、あるいは通常の労働時間に対して支払われる基本賃金等）。

- 賃金構造基本統計調査による。企業規模10人以上の民営事業所において、一般労働者（短時間労働者を除く）に支払われる所定内給与額。
- 毎月勤労統計調査による。常用労働者（パートタイム労働者を含む）5人以上の事業所において支払われる平均月間現金給与総額。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。
- 16歳以上が対象。
- 非農林漁業計の欄は林業、漁業、を含む。鉱業及び採石業は林業、漁業、エネルギー業を含む。情報通信業はサービス業を含む。
- フルタイム及びパートタイム労働者。
- 16歳以上が対象。製造業は鉱業、電気、ガス、水道業を含む。
- 非農林漁業計の欄は農林漁業を含む。
- 都市部の民間部門におけるフルタイム労働者が対象。
- 従業員5人以上の事業所。時間外手当及び諸手当を含む。
- フルタイム労働者。国籍保有者及び永住権保有者が対象。

第 5-4 表 時間当たり実収賃金指数（製造業）

Table 5-4: Annual hourly earnings indices, manufacturing

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
2015年 = 100									2015=100
日本	99.5	96.7	100.0	103.5	103.7	99.6	101.7	103.3	JPN
アメリカ	83.2	93.5	100.0	108.2	111.3	114.5	119.6	125.9	USA
カナダ	84.0	89.5	100.0	103.4	106.6	109.9	113.0	119.1	CAN
イギリス	78.0	91.5	100.0	106.7	109.1	109.1	113.2	119.0	UK
ドイツ	79.5	87.3	100.0	108.4	110.8	111.6	112.3	116.0	DEU
フランス	80.0	90.7	100.0	104.3	106.3	—	109.7	113.7	FRA
イタリア	76.4	89.0	100.0	102.1	103.1	103.9	105.0	106.5	ITA
オランダ	82.6	92.4	100.0	105.7	108.6	112.7	115.3	118.5	NLD
デンマーク	77.7	91.6	100.0	106.8	109.3	111.6	114.5	117.4	DNK
スウェーデン	75.0	87.6	100.0	107.0	109.5	110.5	113.3	116.1	SWE
ノルウェー	66.5	84.0	100.0	104.8	108.3	110.9	114.2	118.3	NOR
スペイン	77.0	93.4	100.0	101.4	103.1	106.5	106.0	109.2	ESP
韓国	66.3	82.3	100.0	113.6	116.2	115.5	123.5	130.7	KOR

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Hourly Earnings" 2023年8月現在

注： 国により賃金の定義及び対象者の範囲等が異なるため、比較の際は注意を要する。

第 5-5 表 パートタイム（短時間）労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

	日本	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	デンマーク	スウェーデン
フルタイム = 100								Full-time=100
2022年	72.3	—	—	—	—	—	—	—
2018	68.8	74.4	73.8	90.7	68.8	73.4	78.2	82.9
2014	64.9	69.4	72.1	86.6	66.4	76.6	79.0	82.2
	JPN	UK	DEU	FRA	ITA	NLD	DNK	SWE

出典： [日本] 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」各年版

[欧州] Eurostat "Structure of earnings survey" 各年版 (2014, 2018)

注： パートタイム労働者の定義、調査対象、賃金水準の算出方法等は国によって異なるので、比較の際は注意を要する。JILPTによる算出。

[日本] 産業計、常用労働者10人以上の民営事業所、一般労働者（所定内給与額／所定内労働時間数）に対する短時間労働者の1時間当たり所定内給与額（残業は含まない）。2018年以前は、2020年賃金構造基本統計調査の変更（短時間労働者の集計要件の見直し等）に伴う遡及集計を用いて算出。

[イギリス] 自営業を除く産業計・全職種の1%を対象とするサンプル調査。フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金、残業を除く値。

[欧州] 産業計、企業規模10人以上、フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金、残業を含む。

参考： アメリカは、通常の労働時間が週当たり35時間以上の者をフルタイム、1～34時間の者をパートタイムと定義する。U.S. Bureau of Labor Statisticsの「Labor Force Statistics from the CPS」による「週当たり賃金」水準比較のみが公式統計となっている。「時間当たり賃金」を割り戻すための「週当たり労働時間」が公表されていないため、他国と比較することはできない。参考として、「週当たり賃金」は、フルタイム100に対し、パートタイム32.1（2022年、産業計、16歳以上、中央値、JILPTによる算出）。

第 5-6 表 単位労働費用

Table 5-6: Unit labour costs

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
指数、2015年 = 100									2015=100
日本	109.5	102.8	100.0	103.0	105.3	108.6	108.1	—	JPN
アメリカ	86.3	91.2	100.0	105.3	107.4	111.2	114.2	—	USA
カナダ	80.8	91.6	100.0	102.0	104.3	107.1	111.8	—	CAN
イギリス	83.1	95.6	100.0	105.8	109.5	120.5	117.7	121.7	UK
ドイツ	87.0	91.6	100.0	105.4	108.6	111.7	112.5	116.7	DEU
フランス	85.8	94.9	100.0	101.9	101.2	105.8	106.1	111.3	FRA
イタリア	85.2	96.6	100.0	101.2	102.5	104.5	105.2	108.4	ITA
オランダ	86.9	96.1	100.0	103.9	107.2	116.4	114.7	118.8	NLD
ベルギー	83.3	94.1	100.0	103.3	104.6	106.5	108.1	—	BEL
デンマーク	83.3	96.7	100.0	100.6	102.0	105.7	106.2	109.4	DNK
スウェーデン	82.1	91.5	100.0	107.9	109.6	113.1	112.8	116.2	SWE
フィンランド	79.8	90.7	100.0	97.8	99.4	100.1	103.6	107.1	FIN
ノルウェー	63.8	85.1	100.0	104.9	109.5	111.1	113.5	118.8	NOR
ロシア	29.5	59.6	100.0	110.9	112.7	—	—	—	RUS
韓国	—	—	100.0	105.5	108.1	110.7	112.2	—	KOR
スペイン	90.9	104.4	100.0	100.9	105.2	112.5	113.7	114.2	ESP
オーストラリア	79.3	95.8	100.0	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	81.8	96.2	100.0	109.7	115.3	117.9	—	—	NZL
対前年比、%									Average annual rates of change
日本	-0.2	-5.5	-1.0	1.6	2.2	3.2	-0.4	—	JPN
アメリカ	1.6	-0.7	2.3	2.1	2.0	3.6	2.6	—	USA
カナダ	2.1	-0.2	2.1	2.3	2.2	2.7	4.3	—	CAN
イギリス	2.9	0.8	0.6	2.2	3.4	10.0	-2.3	3.4	UK
ドイツ	-0.5	-1.5	2.0	3.1	3.1	2.8	0.7	3.8	DEU
フランス	2.0	0.9	0.2	0.7	-0.7	4.6	0.3	4.8	FRA
イタリア	2.8	0.1	0.7	1.6	1.3	1.9	0.7	3.0	ITA
オランダ	0.1	-1.1	-0.8	2.2	3.2	8.6	-1.5	3.6	NLD
ベルギー	0.8	-0.2	-1.2	1.3	1.3	1.8	1.5	—	BEL
デンマーク	2.1	-1.1	1.1	1.0	1.4	3.6	0.5	3.0	DNK
スウェーデン	0.8	-2.7	-0.4	3.5	1.5	3.2	-0.2	3.0	SWE
フィンランド	2.2	-1.8	0.7	2.7	1.7	0.7	3.4	3.3	FIN
ノルウェー	3.2	2.2	1.2	3.9	4.4	1.4	2.1	4.7	NOR
ロシア	13.5	7.2	8.2	2.9	1.6	—	—	—	RUS
韓国	—	—	2.8	2.2	2.4	2.4	1.3	—	KOR
スペイン	3.1	-0.7	-0.1	1.6	4.2	7.0	1.1	0.4	ESP
オーストラリア	3.6	6.1	0.2	—	—	—	—	—	AUS
ニュージーランド	5.2	2.5	0.9	1.9	5.1	2.2	—	—	NZL

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Growth in GDP per capita, productivity and ULC" 2023年8月現在

注： Unit Labour Costs, hours based。一般的に、単位労働費用 = 名目雇用者報酬 / 実質GDPとして求められる。

第 5-7 表 労働費用でみた国際競争力

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs

	2010年	2015	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
2015年 = 100									2015=100
日本	144.5	100.0	109.9	114.9	118.3	109.0	94.2	91.2	JPN
アメリカ	87.9	100.0	102.8	105.1	106.8	102.8	112.7	111.6	USA
カナダ	120.1	100.0	96.1	95.1	94.4	102.1	101.9	98.9	CAN
イギリス	89.9	100.0	86.0	86.4	94.6	95.2	92.0	91.5	UK
ドイツ	98.0	100.0	104.7	104.9	105.5	106.1	103.3	106.2	DEU
フランス	105.3	100.0	100.4	96.2	96.5	97.3	96.8	97.3	FRA
イタリア	104.1	100.0	102.8	101.2	101.6	102.2	99.3	99.4	ITA
オランダ	109.8	100.0	103.6	103.2	109.9	108.9	103.8	107.2	NLD
ベルギー	103.0	100.0	102.9	100.9	101.6	101.2	101.5	105.3	BEL
デンマーク	108.2	100.0	100.0	99.1	99.9	99.8	98.1	98.0	DNK
スウェーデン	97.4	100.0	97.0	92.6	93.8	96.3	89.7	86.1	SWE
フィンランド	99.6	100.0	97.3	96.5	95.2	97.7	95.4	97.5	FIN
ノルウェー	105.3	100.0	97.2	96.8	87.5	93.4	94.3	84.7	NOR
オーストリア	97.9	100.0	101.2	100.3	103.4	102.7	100.2	101.3	AUT
スイス	83.8	100.0	90.7	92.5	94.4	93.6	97.1	97.6	CHE
ギリシャ	116.0	100.0	102.9	100.6	105.6	102.3	95.1	94.8	GRC
スペイン	117.6	100.0	101.1	102.5	108.1	107.5	102.3	102.1	ESP
ポルトガル	108.2	100.0	106.0	106.1	111.2	111.6	109.9	113.2	PRT
中国	74.8	100.0	95.4	93.9	94.1	99.9	102.4	99.3	CHN
韓国	83.3	100.0	103.3	100.8	99.9	100.6	96.5	96.5	KOR
インドネシア	147.5	100.0	90.9	92.4	88.4	86.6	87.0	86.3	IDN
オーストラリア	112.5	100.0	97.9	94.7	95.0	98.9	99.2	99.3	AUS
ニュージーランド	94.1	100.0	99.2	98.7	98.5	102.0	98.7	97.9	NZL
メキシコ	112.9	100.0	87.9	92.3	89.3	94.5	95.4	103.9	MEX
ブラジル	122.7	100.0	102.2	101.2	78.9	69.3	74.3	75.8	BRA

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) *Economic Outlook no.113 - June 2023*

第5-8表 労働費用（製造業）

Table 5-8: Labour costs, manufacturing

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
時間当たり労働費用									Labour costs per hour
各国通貨									national currency
日本 1)	2,798	2,945	2,858	2,883	2,889	2,877	2,824	2,805	JPN
アメリカ 2)	32.20	36.87	39.66	39.19	39.53	39.55	40.38	41.99	USA
イギリス 3)	19.60	21.26	22.40	23.00	23.20	—	—	—	UK
ドイツ 3)	32.97	37.36	39.20	40.10	41.10	42.00	42.10	44.00	DEU
フランス 3)	32.76	35.96	36.90	37.80	38.60	41.30	41.50	42.90	FRA
為替レート換算									Exchange rate conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	101.0	151.5	155.7	150.1	149.2	146.8	156.9	196.8	USA
イギリス	95.0	133.5	113.1	117.5	111.7	—	—	—	UK
ドイツ	137.1	170.4	173.8	181.4	173.6	178.0	193.5	217.2	DEU
フランス	136.3	164.0	163.6	171.0	163.0	175.1	190.8	211.8	FRA
購買力平価換算									PPPs conversion
日本 = 100									JPN=100
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	JPN
アメリカ	128.6	129.5	145.8	141.6	141.3	138.5	141.1	142.1	USA
イギリス	111.4	107.9	120.3	120.8	123.8	—	—	—	UK
ドイツ	163.5	168.7	193.6	197.0	204.6	208.1	209.6	214.4	DEU
フランス	153.0	156.2	176.2	180.6	195.4	208.7	211.5	215.4	FRA

出典： [日本] 厚生労働省（2024.1）「毎月勤労統計調査」、厚生労働省（2022.1）「2021年就労条件総合調査」、内閣府（2023.12）「2022年度国民経済計算確報」

[アメリカ] 労働統計局(BLS)（2022.6）*Employer Costs for Employee Compensation*

[欧州] Eurostat (<https://ec.europa.eu/eurostat/>) "Labour costs (lc)" 2024年1月現在（2017～2019年は2022年12月現在）

[換算レート] OECD (<https://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2024年1月現在

注： 以下の方法で、JILPTにおいて試算。

- 1) 事業所規模5人以上の製造業常用労働者が対象。総実労働時間当たり労働費用。労働費用のない年は時間当たり雇用量報酬との比率により推計。
- 2) 企業規模1人以上の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期の値。
- 3) 企業規模10人以上、製造業全労働者が対象。"Labour cost levels by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_lev]"による実数を使用。2015年以前は実数を基に"Labour cost index by NACE Rev. 2 activity [lc_lci_r2_a]"の指数から算出。

第 5-9 表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-9: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

労働費用計	現金給与	現金給与以外	(現金給与以外の内訳)							調査年	
			法定福利費	法定外福利費 ¹⁾	現物給付	退職金等の費用	教育訓練費	その他 ²⁾			
											%
日本	100.0	80.8	19.2	(13.0)	(1.5)	(0.1)	(4.3)	(0.1)	(0.2)	2020	JPN
アメリカ	100.0	78.7	21.3	(7.5)	(9.8)	—	(4.0)	—	—	2020	USA
イギリス	100.0	81.8	18.2	(8.4)	(6.2)	(1.2)	(0.7)	(1.7)	—	2016	UK
ドイツ	100.0	76.4	23.6	(14.3)	(7.5)	(1.0)	(0.2)	(0.4)	(0.2)	2020	DEU
フランス	100.0	64.0	36.0	(22.7)	(6.6)	(0.6)	(3.5)	(1.3)	(1.4)	2020	FRA
オランダ	100.0	78.7	21.4	(9.8)	(10.1)	(0.8)	—	(0.7)	(-3.2)	2020	NLD
スウェーデン	100.0	67.3	32.7	(20.1)	(10.0)	(1.0)	(0.1)	(0.4)	(1.1)	2020	SWE
韓国	100.0	77.6	22.4	(7.2)	(5.4)	—	(9.4)	(0.3)	(0.1)	2020	KOR
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	year	

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

出典： [日本] 厚生労働省（2021.11）「2021年就労条件総合調査」

[アメリカ] 労働統計局(BLS)（2021.3）*Employer Costs for Employee Compensation—December 2020*

[欧州] Eurostat “Labour costs survey - NACE Rev. 2 activity” 2023年9月現在

[韓国] 雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2023年9月現在

注： 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。（ ）内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）が対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)、欧州は見習いの福利費を含む。

2) 日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等、韓国は募集費を含む。欧州は募集費用、税、補助金（控除）等を含む（オランダの「その他」は補助金の影響により-3.2%）。

第 5-10 表 フルタイム労働者の男女間賃金格差

Table 5-10: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

	2005年	2010	2015	2018	2019	2020	2021	2022	
									%
日本	32.8	28.7	25.7	23.5	23.5	22.5	22.1	—	JPN
アメリカ	19.0	18.8	18.9	18.9	18.5	17.7	16.9	17.0	USA
カナダ	21.3	20.2	18.7	18.4	18.7	17.6	16.7	17.1	CAN
イギリス	22.1	19.2	17.1	16.3	16.1	12.0	14.2	14.5	UK
ドイツ	16.8	16.7	16.1	15.4	14.0	14.2	13.7	—	DEU
フランス 1)	9.4	9.1	9.9	11.8	12.1	11.8	11.6	—	FRA
イタリア 1)	10.5	5.6	6.6	5.7	5.6	4.8	5.7	—	ITA
オランダ 1)	16.0	17.9	15.3	12.7	13.4	13.3	13.2	—	NLD
ベルギー	11.5	7.0	4.7	3.4	3.8	1.2	—	—	BEL
デンマーク	10.2	8.9	5.8	4.9	5.1	5.0	5.6	—	DNK
スウェーデン	11.3	9.4	8.3	7.1	7.6	7.4	7.3	—	SWE
フィンランド	18.9	18.9	18.1	18.9	17.2	16.0	15.3	—	FIN
ノルウェー	8.6	7.2	7.0	5.1	4.4	4.8	4.6	—	NOR
韓国	39.6	39.6	37.2	34.1	32.5	31.5	31.1	31.2	KOR
オーストラリア	15.8	14.0	13.3	13.5	15.3	10.5	10.5	9.9	AUS
ニュージーランド	9.6	7.0	7.9	7.9	6.5	4.6	6.7	9.2	NZL
メキシコ	16.7	11.6	16.7	14.0	—	—	12.5	16.7	MEX
ブラジル	—	—	15.4	10.7	6.7	6.3	9.1	11.1	BRA

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Gender wage gap" 2023年8月現在

注： 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。原則、フルタイム労働者の週あたり総収入が対象。

1) 2005年欄は2006年の数値、2015年欄は2014年の数値。

第 5-11-1 表 年齢階級別賃金格差（労働者の種類計）

Table 5-11-1: Wage gap by age group (total type of workers)

年齢階級（歳）		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100、2018年						under 30 years old=100, 2018	
産業計						All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)	
日本 1)	計	131.9	100.0	137.7	142.5	T	JPN
	男	139.2	100.0	144.6	151.2	M	
	女	111.9	100.0	116.8	113.8	F	
イギリス	計	135.0	100.0	149.3	141.6	T	UK
	男	144.6	100.0	159.2	158.9	M	
	女	124.3	100.0	137.6	124.0	F	
ドイツ	計	144.7	100.0	153.3	157.1	T	DEU
	男	154.2	100.0	161.6	173.7	M	
	女	133.0	100.0	142.4	138.6	F	
フランス	計	136.9	100.0	136.7	156.2	T	FRA
	男	144.8	100.0	143.3	170.0	M	
	女	127.9	100.0	129.4	139.7	F	
イタリア	計	131.3	100.0	127.4	147.6	T	ITA
	男	136.9	100.0	131.8	159.0	M	
	女	125.3	100.0	122.9	135.7	F	
オランダ	計	157.5	100.0	176.9	187.3	T	NLD
	男	170.8	100.0	188.7	210.5	M	
	女	142.7	100.0	163.8	158.7	F	
ベルギー	計	130.8	100.0	132.4	150.1	T	BEL
	男	135.7	100.0	137.5	156.6	M	
	女	125.7	100.0	127.1	142.6	F	
デンマーク	計	143.1	100.0	156.7	162.4	T	DNK
	男	150.0	100.0	165.4	172.9	M	
	女	136.2	100.0	147.8	151.9	F	
スウェーデン	計	124.2	100.0	128.7	133.9	T	SWE
	男	127.5	100.0	131.9	140.1	M	
	女	121.0	100.0	125.2	128.6	F	
フィンランド	計	127.3	100.0	131.7	134.7	T	FIN
	男	133.8	100.0	137.9	146.3	M	
	女	121.2	100.0	125.0	126.3	F	
ノルウェー	計	133.5	100.0	141.2	149.6	T	NOR
	男	139.3	100.0	146.6	160.0	M	
	女	126.6	100.0	134.3	137.7	F	

出典： [日本] 厚生労働省（2019.3）「2018年賃金構造基本統計調査」
[その他] Eurostat（2021.8）*Structure of Earnings Survey 2018*

注： 指数はJILPTによる算出。

1) 企業規模10人以上で、民営事業所の産業計（公務、防衛、義務的社会保障を除く非農林漁業計）、きまって支給する現金給与額が対象。

第 5-11-2 表 年齢階級別賃金格差（生産労働者）

Table 5-11-2: Wage gap by age group (production workers)

年齢階級（歳）		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100、2018年						under 30 years old=100, 2018	
製造業						Manufacturing	
日本	計	119.9	100.0	129.0	120.5	T	JPN
	男	125.0	100.0	133.2	131.1	M	
	女	98.3	100.0	102.5	92.7	F	
産業計						All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)	
イギリス	計	116.6	100.0	124.6	119.8	T	UK
	男	119.5	100.0	128.0	124.2	M	
	女	107.3	100.0	111.6	108.2	F	
ドイツ	計	122.1	100.0	129.3	126.3	T	DEU
	男	127.6	100.0	135.0	135.5	M	
	女	110.5	100.0	112.5	112.6	F	
フランス	計	115.4	100.0	117.5	119.8	T	FRA
	男	118.8	100.0	121.4	124.9	M	
	女	109.2	100.0	107.6	113.5	F	
イタリア	計	111.9	100.0	113.2	114.6	T	ITA
	男	115.9	100.0	116.5	121.9	M	
	女	102.5	100.0	104.0	101.4	F	
オランダ	計	144.8	100.0	166.5	171.0	T	NLD
	男	148.4	100.0	171.6	178.3	M	
	女	134.1	100.0	151.1	151.5	F	
ベルギー	計	117.7	100.0	115.2	134.1	T	BEL
	男	123.6	100.0	120.7	142.4	M	
	女	110.2	100.0	109.0	120.9	F	
デンマーク	計	120.7	100.0	129.6	129.2	T	DNK
	男	120.7	100.0	129.0	128.4	M	
	女	115.7	100.0	122.7	125.3	F	
スウェーデン	計	104.8	100.0	105.8	107.2	T	SWE
	男	105.5	100.0	106.7	108.3	M	
	女	100.8	100.0	100.1	102.3	F	
フィンランド	計	109.0	100.0	112.7	109.8	T	FIN
	男	111.8	100.0	114.8	115.9	M	
	女	102.7	100.0	104.7	102.2	F	
ノルウェー	計	113.6	100.0	118.1	120.2	T	NOR
	男	113.7	100.0	118.2	120.6	M	
	女	113.0	100.0	116.3	120.6	F	

注：日本における労働者の種類別は産業計のデータがないため、製造業が対象。比較の際は注意を要する。出典は第5-11-1表（p.184）を参照。

第 5-11-3 表 年齢階級別賃金格差（管理・事務・技術労働者）

Table 5-11-3: Wage gap by age group (supervisory, clerical and technical workers)

年齢階級（歳）		計/Total	< 30	30-49	50+	Age group	
30歳未満 = 100、2018年						under 30 years old=100, 2018	
製造業						Manufacturing	
日本	計	147.7	100.0	147.6	167.9	T	JPN
	男	151.9	100.0	151.4	170.1	M	
	女	118.1	100.0	122.0	124.1	F	
産業計						All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)	
イギリス	計	138.3	100.0	152.4	147.0	T	UK
	男	151.9	100.0	165.6	173.0	M	
	女	125.6	100.0	138.8	125.9	F	
ドイツ	計	153.3	100.0	160.4	171.2	T	DEU
	男	168.8	100.0	172.6	196.6	M	
	女	138.2	100.0	146.9	147.8	F	
フランス	計	143.4	100.0	140.8	171.5	T	FRA
	男	154.4	100.0	149.4	189.4	M	
	女	131.9	100.0	132.3	150.0	F	
イタリア	計	139.4	100.0	132.9	161.8	T	ITA
	男	149.8	100.0	140.8	180.9	M	
	女	130.4	100.0	126.4	145.0	F	
オランダ	計	158.7	100.0	174.3	190.1	T	NLD
	男	175.4	100.0	184.8	217.2	M	
	女	143.0	100.0	162.6	160.4	F	
ベルギー	計	132.6	100.0	133.1	155.0	T	BEL
	男	137.4	100.0	137.9	162.7	M	
	女	127.6	100.0	128.0	147.1	F	
デンマーク	計	150.0	100.0	164.1	173.3	T	DNK
	男	166.7	100.0	184.1	200.8	M	
	女	138.1	100.0	149.4	154.6	F	
スウェーデン	計	130.3	100.0	135.0	142.2	T	SWE
	男	140.1	100.0	144.5	159.4	M	
	女	122.9	100.0	127.1	131.0	F	
フィンランド	計	133.3	100.0	137.3	142.9	T	FIN
	男	147.1	100.0	149.6	164.4	M	
	女	123.4	100.0	126.6	130.1	F	
ノルウェー	計	139.3	100.0	147.6	157.2	T	NOR
	男	153.4	100.0	161.7	178.3	M	
	女	127.5	100.0	135.3	138.8	F	

注：日本における労働者の種類別は産業計のデータがないため、製造業が対象。比較の際は注意を要する。出典は第5-11-1表（p.184）を参照。

第 5-12 表 勤続年数別賃金格差

Table 5-12: Wage gap by length of service

勤続年数 (年)	計/Total	< 1	1-5	6-9	10-14	15-19	20-29	30+	years		
勤続1~5年 = 100、2018年											
Length of service: 1-5 years=100, 2018											
産業計 1)											
All industries (NACE Rev.2, B-S excluding O)											
日本 2)	計	124.0	93.9	a 100	b 110.7	124.4	138.2	161.9	171.7	T	JPN
	男	127.1	93.3	a 100	b 111.2	125.8	140.8	161.4	166.3	M	
	女	111.7	95.7	a 100	b 107.5	115.8	123.3	140.0	152.6	F	
イギリス	計	103.9	85.2	100	113.8	114.9	117.6	123.2	129.2	T	UK
	男	105.0	83.6	100	115.2	119.0	121.5	127.3	128.5	M	
	女	102.2	87.5	100	110.6	110.0	114.3	116.3	118.3	F	
ドイツ	計	120.6	91.0	100	122.9	135.7	147.7	154.4	164.0	T	DEU
	男	122.1	89.0	100	125.6	139.1	153.8	157.2	164.3	M	
	女	118.1	93.1	100	119.5	130.2	140.1	149.3	161.2	F	
フランス	計	112.6	88.3	100	109.8	116.4	123.2	132.6	144.1	T	FRA
	男	114.1	85.9	100	112.5	120.5	125.6	135.2	146.6	M	
	女	111.0	91.8	100	107.3	112.2	121.1	130.4	139.6	F	
イタリア	計	113.6	93.1	100	113.2	118.6	129.3	138.9	145.7	T	ITA
	男	114.1	91.8	100	115.0	121.3	130.9	139.8	147.7	M	
	女	113.7	95.3	100	112.5	117.7	128.0	138.2	144.6	F	
オランダ	計	123.3	85.7	100	129.1	141.9	145.7	156.2	161.5	T	NLD
	男	126.9	84.8	100	131.6	147.0	155.0	165.5	164.3	M	
	女	118.7	87.1	100	126.9	136.1	137.7	142.3	147.0	F	
ベルギー	計	109.0	86.1	100	110.1	114.9	124.9	129.5	123.6	T	BEL
	男	110.8	85.0	100	113.4	117.8	127.5	132.3	127.7	M	
	女	107.2	87.8	100	106.7	111.7	121.8	126.5	119.1	F	
デンマーク	計	101.6	84.3	100	111.8	116.6	117.5	123.4	130.2	T	DNK
	男	102.2	83.0	100	115.1	121.9	125.3	129.9	130.7	M	
	女	101.8	85.8	100	110.2	114.9	115.1	118.4	126.8	F	
スウェーデン	計	104.2	81.1	100	109.3	113.5	112.8	112.3	105.8	T	SWE
	男	105.8	79.2	100	111.1	117.4	117.1	118.8	113.1	M	
	女	103.1	84.1	100	106.7	109.3	109.9	109.6	105.9	F	
フィンランド	計	102.5	86.6	100	105.6	108.8	112.6	114.9	107.0	T	FIN
	男	103.4	85.0	100	107.4	110.9	114.8	117.0	110.1	M	
	女	102.2	89.4	100	104.8	107.7	111.9	112.1	104.7	F	
ノルウェー	計	102.7	85.8	100	116.7	121.1	120.4	120.9	—	T	NOR
	男	103.4	83.8	100	117.5	123.0	124.6	126.7	—	M	
	女	100.8	87.1	100	111.7	113.8	114.5	111.4	—	F	

Length of service in Japan: a) 1 year or more and less than 5 years; b) 6 years or more and less than 10 years.

注： 規模10人以上の民営事業所が対象。日本は所定内給与額、欧州は月間平均収入額をもとにJILPTにおいて算出。

1) 産業計は、公務・防衛・義務的社会保障を除く非農林漁業計が対象。

2) aは勤続1年以上5年未満、bは勤続5年以上10年未満。

第 5-12 表 勤続年数別賃金格差 (続き)

Table 5-12: Wage gap by length of service (cont.)

勤続年数 (年)	計/Total	< 1	1-5	6-9	10-14	15-19	20-29	30+	years		
勤続1~5年 = 100、2018年											
Length of service: 1-5 years=100, 2018											
製造業										Manufacturing	
日本 2)	計	131.3	93.8	a 100	b 111.3	127.2	140.4	164.4	177.0	T	JPN
	男	133.7	93.2	a 100	b 112.2	128.3	144.0	165.7	174.5	M	
	女	113.4	96.2	a 100	b 105.1	113.5	116.3	136.7	147.1	F	
イギリス	計	108.1	88.5	100	111.7	114.2	116.9	128.9	132.6	T	UK
	男	108.4	87.7	100	111.3	114.4	116.3	128.2	132.9	M	
	女	104.2	90.9	100	107.4	109.6	115.3	121.4	111.0	F	
ドイツ	計	123.1	92.4	100	121.7	131.1	139.2	143.8	155.7	T	DEU
	男	123.6	93.8	100	121.7	130.8	140.3	143.3	151.6	M	
	女	117.7	90.7	100	118.5	127.8	131.4	136.8	154.9	F	
フランス	計	114.6	80.4	100	113.7	117.3	119.9	127.7	135.8	T	FRA
	男	117.3	82.1	100	117.0	119.5	122.3	129.8	142.8	M	
	女	107.3	78.0	100	107.2	110.7	113.8	120.3	109.2	F	
イタリア	計	111.4	95.1	100	111.2	113.9	119.2	124.4	138.4	T	ITA
	男	110.1	91.9	100	108.4	111.7	119.5	122.0	136.8	M	
	女	113.0	104.1	100	116.0	118.0	118.0	127.9	135.9	F	
オランダ	計	116.5	89.2	100	112.4	118.4	122.0	133.2	134.8	T	NLD
	男	117.4	85.9	100	112.5	119.9	125.2	132.5	133.1	M	
	女	109.0	101.3	100	110.6	110.7	109.2	127.2	115.4	F	
ベルギー	計	109.6	89.4	100	112.8	117.6	124.1	132.1	117.2	T	BEL
	男	111.0	88.0	100	114.4	120.4	124.3	134.2	119.1	M	
	女	106.6	93.4	100	109.1	111.7	121.6	124.9	112.7	F	
デンマーク	計	101.3	85.5	100	108.6	108.6	112.3	111.5	109.7	T	DNK
	男	101.6	86.1	100	107.9	109.2	113.1	112.5	110.9	M	
	女	100.7	84.2	100	110.0	107.4	111.4	109.8	106.4	F	
スウェーデン	計	104.2	81.7	100	107.4	108.8	107.7	107.6	103.7	T	SWE
	男	105.2	84.8	100	108.8	110.6	108.5	109.1	105.3	M	
	女	101.0	74.5	100	102.6	102.8	105.1	100.7	95.8	F	
フィンランド	計	103.8	86.4	100	104.6	106.6	108.9	112.8	108.4	T	FIN
	男	105.1	86.3	100	106.3	108.6	111.1	114.3	111.4	M	
	女	99.5	87.1	100	99.8	101.1	103.1	106.3	96.9	F	
ノルウェー	計	103.1	84.8	100	108.2	112.5	118.0	111.1	—	T	NOR
	男	103.6	84.7	100	108.7	113.3	118.8	111.6	—	M	
	女	101.2	85.4	100	105.6	109.3	113.3	107.8	—	F	

出典： [日本] 厚生労働省 (2019.3) 「2018年賃金構造基本統計調査」
 [その他] Eurostat (2021.8) *Structure of Earnings Survey 2018*

第 5-13 表 事業所規模間賃金格差

Table 5-13: Wage gap by establishment size

規模 (従業員数)	計	5-29	30-99	100-499	500-999	1,000以上	establishment size
規模1,000人以上 = 100						1,000 or more employees = 100	
日本 1)	66.1	54.2	64.9	75.4	86.3	100.0	JPN
製造業	(73.1)	(60.3)	(65.0)	(73.8)	(85.3)	(100.0)	manufacturing
	Total	10-49	50-249	250-499	500-999	1,000+	
アメリカ 2)	65.0	51.3	63.1	75.3	88.0	100.0	USA
製造業	(65.8)	(49.2)	(57.9)	(65.1)	(70.6)	(100.0)	manufacturing
イギリス 3)	97.3	85.2	97.5	101.3	119.1	100.0	UK
ドイツ 3)	69.2	65.1	90.5	97.1	97.7	100.0	DEU
フランス 3)	83.5	73.0	71.3	82.3	267.1	100.0	FRA
イタリア 3)	73.1	63.1	76.8	83.4	101.2	100.0	ITA
スペイン 3)	80.3	60.9	82.8	83.2	86.4	100.0	ESP
ベルギー 3)	105.9	103.7	105.5	108.8	103.1	100.0	BEL
オランダ 3)	100.5	100.5	133.5	115.2	109.3	100.0	NLD
デンマーク 3)	81.3	76.4	83.5	55.1	86.1	100.0	DNK
スウェーデン 3)	101.5	118.7	105.3	109.1	100.0	100.0	SWE
フィンランド 3)	82.3	98.2	103.9	91.7	85.9	100.0	FIN
ノルウェー 3)	101.1	150.9	132.5	178.8	107.3	100.0	NOR

出典： [日本] 厚生労働省 (2023.2) 「2022年毎月勤労統計調査」

[アメリカ] 労働統計局(BLS) (2023.9) *Quarterly Census of Employment and Wages*

[欧州] Eurostat (2021.8) *Structure of Earnings Survey 2018*

注： 各国の実額より、JILPTにおいて算出。

- 1) 2022年値。常用労働者5人以上の事業所が対象。日本の上段は日本標準産業分類に基づく16大産業の計。月間の、きまって支給する給与。
- 2) 2022年第1四半期の値。1人以上の民営事業所が対象。アメリカの上段は非農林産業。週当たり平均賃金。
- 3) 2018年値。10人以上の企業、かつ行政・防衛・義務的社会保障を除く非農林水産業が対象。月間平均賃金総額。

第 5-14 表 所得のジニ係数

Table 5-14: Gini coefficients of income inequality

	1990年	2000	2010	2015	2018	2019	2020	2021	
日本 1)	–	0.337	0.336	0.339	0.334	–	–	–	JPN
アメリカ 2)	0.369	0.357	0.380	0.390	0.393	0.395	0.377	p) 0.375	USA
カナダ	0.289	0.315	0.316	0.318	0.304	0.300	0.280	–	CAN
イギリス	0.355	0.352	0.351	0.360	0.366	0.366	0.355	–	UK
ドイツ	0.256	0.264	0.286	0.293	0.289	0.296	–	–	DEU
フランス	–	0.287	0.303	0.295	0.301	0.292	–	–	FRA
イタリア 3)	0.279	0.323	0.327	0.333	0.330	0.325	0.331	–	ITA
オランダ	0.292	0.292	0.283	0.305	0.295	0.312	0.295	p) 0.297	NLD
デンマーク	0.226	0.227	0.252	0.263	0.263	0.268	–	–	DNK
スウェーデン 3)	0.209	0.243	0.269	0.276	0.273	0.277	0.276	0.286	SWE
フィンランド ^d	0.215	0.254	0.264	0.260	0.269	0.273	0.265	0.273	FIN
韓国	–	–	0.310	0.352	0.345	0.339	0.331	–	KOR
オーストラリア 4)	–	0.317	0.334	0.330	0.325	–	0.318	–	AUS

p) 暫定値。

p) Provisional.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Income Distribution and Poverty" 2023年8月現在

注 1) 2010年は2009年値。

2) 1990年は1993年値。2018年以降は固定資産税及び連邦住宅補助を含まない。

3) 1990年は1991年値。

4) 2015年は2016年値。

参考：所得のジニ係数（日本）

Reference: Gini coefficients of income inequality in Japan

	2002年	2005	2008	2011	2014	2017	2021
	0.3812	0.3873	0.3758	0.3791	0.3759	0.3721	0.3813

出典： 厚生労働省（2023.8）「2021年所得再分配調査」

注： ジニ係数とは、所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の割合が増す。ここでは再分配後の年間所得を対象としている。日本の2011年値は岩手・宮城・福島を除外。

第 5-15 表 五分位階級所得割合

Table 5-15: Income share by quintiles

	調査年	第1 十分位	第1 五分位	第2 五分位	第3 五分位	第4 五分位	第5 五分位	第10 十分位	ジニ 係数	%
日本 1)	2021	1.9	5.3	10.7	16.2	23.7	44.1	27.9	0.381	JPN
	2017	1.9	5.4	11.1	16.4	23.8	43.3	27.2	0.372	
日本	2013	2.9	7.7	12.8	16.6	21.7	41.1	26.4	0.329	JPN
アメリカ	2020	2.0	5.6	10.6	15.6	22.6	45.5	29.5	0.397	USA
カナダ	2018	2.8	7.4	12.6	17.0	23.0	40.0	24.8	0.325	CAN
イギリス	2020	3.0	7.6	12.4	16.9	22.9	40.3	25.0	0.326	UK
ドイツ	2019	3.1	7.9	13.0	17.0	22.3	39.8	25.2	0.317	DEU
フランス	2020	3.1	8.0	13.2	17.5	22.5	38.8	24.5	0.307	FRA
イタリア	2020	2.1	6.3	12.1	16.9	23.1	41.7	26.1	0.352	ITA
オランダ	2020	3.6	9.2	14.6	18.3	22.5	35.4	21.6	0.260	NLD
ベルギー	2020	3.7	9.4	14.5	18.1	22.6	35.5	21.4	0.260	BEL
デンマーク	2020	3.7	9.4	14.0	17.5	22.1	37.0	22.9	0.275	DNK
スウェーデン	2020	3.0	8.2	13.8	17.7	23.1	37.2	22.4	0.289	SWE
フィンランド	2020	3.9	9.5	14.0	17.4	22.3	36.7	22.6	0.271	FIN
ノルウェー	2019	3.4	8.8	14.1	17.7	22.6	36.7	22.4	0.277	NOR
スペイン	2020	1.9	6.0	12.1	17.2	23.7	41.0	25.0	0.349	ESP
ポルトガル	2020	2.4	6.9	12.4	16.4	22.2	42.1	26.9	0.347	PRT
ロシア	2020	3.1	7.5	11.6	15.5	21.4	44.0	29.0	0.360	RUS
中国	2019	2.8	6.7	10.7	15.2	22.0	45.3	29.5	0.382	CHN
韓国	2016	2.8	7.5	13.0	17.4	23.0	39.1	24.0	0.314	KOR
マレーシア	2018	2.3	5.7	10.0	14.8	22.1	47.3	31.2	0.412	MYS
タイ	2021	3.2	7.6	11.5	15.7	22.4	42.9	27.3	0.351	THA
インドネシア	2022	3.1	7.3	11.0	15.0	21.0	45.8	30.7	0.379	IDN
インド	2019	3.4	8.1	11.8	15.2	20.1	44.7	30.6	0.357	IND
オーストラリア	2018	2.7	7.3	12.2	16.4	22.4	41.8	26.6	0.343	AUS
メキシコ	2020	1.8	5.0	9.3	13.8	20.7	51.2	35.5	0.454	MEX
ブラジル	2021	1.0	3.3	7.5	12.1	19.6	57.5	41.5	0.529	BRA
	Survey year	Lowest 10%	Lowest 20%	Second 20%	Third 20%	Fourth 20%	Highest 20%	Highest 10%	Gini index	

出典： [日本（2021、2017年）] 厚生労働省（2019.9）「2017年所得再分配調査」

[日本（2013）及びその他の国] The World Bank (<https://pip.worldbank.org/>) "PIP Platform" 2023年8月現在

注：五分位階級所得割合とは、各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの、それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。十分位階級所得割合からJILPTにおいて算出。なお、本表では、五分位階級に加えて、第1十分位、第10十分位の階級割合も掲載している。また、ジニ係数は、所得分配の不平等度を表す。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の度合が増す。

1) 日本（2021、2017年）は再分配所得によるもの。

第 5-16 表 相対的貧困率

Table 5-16: Percentage of people with an income below 50% of median income

	1990年	2000	2010	2015	2018	2019	2020	2021	
									%
日本 1)	–	15.3	16.0	15.7	15.7	–	–	–	JPN
アメリカ 2)	–	16.9	17.4	16.8	18.1	18.0	16.4	p 15.1	USA
カナダ	11.9	12.0	13.1	14.1	11.8	11.5	8.6	–	CAN
イギリス	13.7	11.0	11.0	10.9	11.7	12.4	11.2	–	UK
ドイツ	5.5	7.6	8.8	10.1	9.8	10.9	–	–	DEU
フランス	–	7.2	7.9	8.1	8.5	8.4	–	–	FRA
イタリア 3)	11.0	12.2	13.4	14.4	14.2	13.6	13.5	–	ITA
オランダ	5.7	6.6	7.2	7.7	7.8	8.0	8.2	p 8.5	NLD
デンマーク	6.2	5.1	6.0	5.5	6.4	6.5	–	–	DNK
スウェーデン 3)	3.6	5.3	9.1	8.9	8.7	9.1	8.8	9.2	SWE
フィンランド	5.6	5.3	7.2	6.3	6.5	6.4	5.7	6.7	FIN
ノルウェー	–	6.3	7.5	8.1	8.4	8.4	8.4	7.9	NOR
韓国	–	–	14.9	17.5	16.7	16.3	15.3	–	KOR
オーストラリア 4)	–	12.2	14.4	12.1	12.4	–	12.6	–	AUS
ニュージーランド	9.0	9.8	13.0	13.0	13.7	12.9	12.4	–	NZL
メキシコ 4) 5)	20.2	21.5	20.4	16.6	15.9	–	16.6	–	MEX

p) 暫定値。

p) Provisional.

出典： OECD (<https://stats.oecd.org/>) "Income distribution – Poverty" 2023年8月現在

注： 相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の一定割合（本表では50%）に満たない世帯員の割合である。

- 1) 2010年の欄は2009年の値。
- 2) 2018年以降は固定資産税および連邦住宅補助を含まない。
- 3) 1990年の欄は1991年の値。
- 4) 2015年の欄は2016年の値。
- 5) 1990年の欄は1992年の値。

参考：日本の相対的貧困率

Reference: Relative poverty rates in Japan

	1991年	2000	2006	2009	2012	2015	2018	2018	2021	
							旧基準←	→新基準		%
全体	13.5	15.3	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4	All
子ども	12.8	14.4	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5	Under 17

出典： 厚生労働省（2023.7）「2022年国民生活基礎調査」

注： OECDの作成基準に基づき厚生労働省が算出したもの。2015年は熊本県を除く。2018年以降の新基準は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準による。子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得の中央値の一定割合（本表では50%）に満たない17歳以下の子どもの割合。

第 5-17 表 最低賃金制度

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 (注1)		アメリカ	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠法	最低賃金法 (1959年)	同左	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会方式（労・使・公益で構成）： 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の地域について必要があると認めるときに、中央・地方最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定（地域別最低賃金は47都道府県別に設定）	同左 特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定（全国で225件設定、適用使用者9万人、適用労働者292万人。2021年3月末現在）	議会決定方式： 連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない	議会決定方式： 州最低賃金は州法等による。州によって最低賃金の定めがないところもある
設定方式	地域別（都道府県別）	特定（産業別）最低賃金（全国又は都道府県別かつ産業別）	全国一律	州内一律（一部、条例等により市・郡に独自の最低賃金がある）
最低賃金額	1004円/時間 全国加重平均。2023年10月発効、都道府県により発効日は異なる	—	・5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) ・6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) ・7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	・最高額（州・特別区） 17.00ドル/時間 (コロンビア特別区) (注2)
適用対象	特に限定なし	—	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

注 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立（2008年7月1日施行）。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、最低賃金を下回る賃金支払いへの罰金の引上げ（上限50万円）が定められた。

2) 2024年1月現在。アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、テネシーの各州には州別最低賃金がない。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本 (続き)		アメリカ (続き)	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	<p>[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 ・試用期間中の者 ・基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 ・軽易な業務に従事する者 ・断続的労働に従事する者 	同左	<p>[適用除外] ・管理職、専門職等 ・小規模従業者等</p> <p>[減額措置] ・20歳未満の労働者（雇い始めから90日間） ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 (注4)</p>	州により異なる
影響率等	影響率 (注3) 19.2% (2023年度、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」)		被用者の2.7% (2009年)	—
罰則等	地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金 (最低賃金法)	特定 (産業別) 最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金 (労働基準法)	<ul style="list-style-type: none"> ・故意の違反については1件当たり1万ドル以下の罰金 ・違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1100ドル以下の行政上の制裁金 	州により異なる
ILO条約批准状況	第26号条約批准 (1971年) 第131号条約批准 (1971年)		第26号条約、第131号条約ともに批准せず	

注 3) 日本における「影響率」とは、地域別最低賃金額を改定した後に改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと。

4) 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル (時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル。ただし、チップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC (注5)	労働協約拡張方式
根拠法	最低賃金法 (1998年)	最低賃金法 (MiLoG) (2015年)	労働法典 (1950年及び1970年改正)	労働法典
決定方式	審議会方式： 最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる	審議会方式： ・定期的に見直しを行う ・最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表（アドバイザーとして学識代表も参加）で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する	審議会方式： ・最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う ・消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年1月1日付けで金額を改定 ・消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定（物価スライド方式）	労働協約拡張方式： 協約当事者の交渉による
設定方式	全国一律	全国一律（ただし、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される）	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般（23歳以上）： 10.42ポンド/時間 (2023年4月～)	12.41ユーロ/時間 (2024年1月1日～) 12.82ユーロ/時間 (2025年1月1日～)	11.65ユーロ/時間 (2024年1月1日～) ※2008年12月の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土の Saint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

注 5) SMIC: Salaire minimum interprofessionnel de croissance.

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス (続き)	ドイツ (続き)	フランス (続き)																					
			SMIC (注5)			労働協約 拡張方式																		
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自営業者 ・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等 <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21～22歳：10.18ポンド/時 ・18～20歳：7.49ポンド/時 ・16～17歳：5.28ポンド/時 ・アプレンティス：5.28ポンド/時 (注6) 	<p>[適用除外]</p> <p>未成年者（18歳未満）でデュアルシステム訓練未修了者、長期失業者の就職時（開始から6か月）等</p>	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握することができない労働者（訪問販売員などの一部）</p> <p>[減額措置]</p> <p>(1)18歳未満で、当該業種における職歴が6か月に満たない者（注7）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17歳：10%減 ・17歳未満：20%減 <p>(2)見習訓練契約や熟練化契約を締結している若年労働者（注8）</p> <p>①見習契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約年数</th> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16～17歳</td> <td>73%減</td> <td>61%減</td> <td>45%減</td> </tr> <tr> <td>18～20歳</td> <td>57%減</td> <td>49%減</td> <td>33%減</td> </tr> <tr> <td>21～25歳</td> <td>47%減</td> <td>39%減</td> <td>22%減</td> </tr> </tbody> </table> <p>②熟練化契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21歳未満：45%減 ・21歳から25歳まで：30%減 				契約年数	1年目	2年目	3年目	16～17歳	73%減	61%減	45%減	18～20歳	57%減	49%減	33%減	21～25歳	47%減	39%減	22%減	—	
契約年数	1年目	2年目	3年目																					
16～17歳	73%減	61%減	45%減																					
18～20歳	57%減	49%減	33%減																					
21～25歳	47%減	39%減	22%減																					
影響率等	—	—	全被用者の17.5%（310万人）（2023年1月）			—																		
罰則等	未払い分の賃金の200%（労働者1人につき2万ポンド以下）の罰金、違反雇用主名の公表	最高50万ユーロの罰金、公共調達からの除外があり得る	労働者1人につき、罰金1500ユーロ以下			労働者1人につき、罰金750ユーロ以下																		
ILO 条約批准状況	第26号条約、第131号条約ともに批准せず	第26号条約批准（1929年） 第131号条約は批准せず	第26号条約批准（1930年） 第131号条約批准（1972年）																					
備考	—	—	労働協約拡張適用制度あり																					

注 6) アプレンティスシップ（企業における見習い訓練）参加者で、19歳未満、又は19歳以上で参加から1年未満の者。

7) 内務省（Smic (salaire minimum de croissance) Vérifié le 01/08/2022）参照。

8) 公共サービスサイト（Contrat d'apprentissage, Vérifié le 06 juillet 2023 - Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre), Ministère chargé du travail）参照。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	カナダ	オランダ	ベルギー	オーストラリア
最低賃金額	14.00～16.77カナダドル／時 (2023年10月～)	13.27ユーロ／時 (2024年1月1日～) 上記金額は21歳以上の者	1954.99ユーロ／月 (2022年12月～)	23.23豪ドル／時間 882.80豪ドル／週 (2023年7月1日～)
改定	州によって異なるが、毎年1回改定する州が多い。主な改定時期は毎年5月1日(ケベック州)同6月中～下旬(ブリティッシュ・コロンビア州)、同10月中～下旬(オンタリオ州など)	年2回改定。最賃額改定は原則、協約賃金の平均上昇率を反映させている	全国レベルの労使協定(法的拘束力のある中央協定)及び消費者物価上昇率に基づいて改定	労働審判官や専門家委員で構成される公正労働委員会(FWC)の「専門家最低賃金パネル」において、最低賃金の設定及び見直しを行う
適用除外・減額措置	州により適用除外の規定が異なる。家事労働者、住み込み介護労働者、農業労働者、酒類給仕係、管理職等、訓練・就業体験期間中の者、障害者、若者、学生など	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992年から週13時間未満労働者のパートタイム労働者にも適用 (若年者は各年齢に応じた一定の減額あり)	公共部門の雇用者、見習労働者、訓練生は適用除外 若年者の減額率 20歳：10%減 19歳：15%減 18歳：21%減 17歳：27%減 16歳以下：33%減	21歳未満の者、障害者、研修生・訓練生(apprentice、trainee)に減額措置等
備考	ケベック州のみ、労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	—

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	韓国	中国	マレーシア	タイ
最低賃金額	9,860ウォン/時間 (2024年1月～) 影響率は全雇用者の 15.4% (334.7万人、2024年)	北京市： 2420元/月 (2023年9月～) 上海市： 2690元/月 (2023年7月～) 深セン市： 2360元/月 (2022年1月～)	1500リンギ/月 7.21リンギ/時間 (2022年5月～)	プーケット県： 370バーツ/日 (2024年1月～)
改定	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定（毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定）。適用時期は毎年1月1日	全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府人力資源・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある（なお、2015年の人的資源・社会保障部「最低賃金基準調整をさらに進めることに関する通知」により、最低賃金の調整頻度は「2～3年に1回の調整」へ改定された）。	政労使、有識者で構成される国家賃金評議会による報告を踏まえて政府が決定。改定頻度は2年に1回が原則	労働者保護法に基づき、内閣府に任命された5人の賃金委員会の審議により決められる。審議は各県の賃金委員会からの意見具申を基礎に行われる。最低賃金には、地域別最低賃金と技能別最低賃金がある。
適用除外・減額措置	同居する親族のみを使用する事業及び家事使用人、精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者、その他最賃適用が適当でないと認められる者は適用外。修習・試用期間中、修習を始めた日から3か月以内は最賃額の90%適用の減額措置あり（1年未満の契約労働者除く）	学生アルバイトは適用除外	家事労働者は適用除外（公務員、法定機関職員は制度の対象としていない）	中央・地方の行政機関、農業、国営企業等は適用除外

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	インドネシア	フィリピン	インド	ベトナム
最低賃金額	ジャカルタ特別州： 506万7381ルピア／月 (2024年1月～)	マニラ首都圏： 非農業：610ペソ／日 農業：573ペソ／日 (2023年7月～) (注9)	デリー、未熟練労働者： 673.00ルピー／日 (2023年10月～)	第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）： 468万ドン／月 (2022年7月～)
改定	州知事令で決定。改定額は、インフレ率や経済成長率を基にした計算式を用いて算出。必要に応じ県、市単位の最賃額を決めることができる。なお、2020年11月オムニバス法の制定により産業別最低賃金は順次廃止	国家賃金生産性委員会 (NWPC) が策定した賃金ガイドラインに沿って、17の地域ごとに設置された政労使からなる地域三者賃金生産性委員会 (PTWPB) がそれぞれ当該地域の最賃を設定。NWPCは、PTWPBが設定した最低賃金を審査し政府に勧告。政府は公聴会を経て最低賃金を決定し公表	全国一律（中央政府：45職種）と地域別（29州・7中央直轄領等：3758職種）の最賃あり（2022年）。審議会方式と公示方式のいずれかにより決定。審議会方式では中央政府又は州政府に政労使三者構成の公正賃金委員会が設置され、審問が行われた後に答申、この答申に基づき政府が決定する。5年を超えない期間ごとに見直し	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使の三者に専門家を加えた構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている
適用除外・減額措置	勤続1年以上の者は基本的に適用対象外	家事労働者、個人用運転手等は適用除外。地域三者賃金生産性委員会は、財政難の事業所、新規事業所、労働者10人未満の小売・サービス業の事業所、自然災害で被災した事業所について、申請に基づき、適用除外を決定できる	全ての施設に適用されるものではなく、最低賃金法別紙において特定された産業施設及びその後に通達によって追加された産業施設における労働者が対象となる	規定なし

注 9) 緊急生活手当(COLA)を含む。

第 5-17 表 最低賃金制度 (続き)

Table 5-17: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	全国一律： 4800チャット／日 (2018年5月～)	全国一律： 130万キープ／月 (2023年5月～)	全国一律： 204米ドル／月 (2024年1月～)
改定	政府（閣僚級）や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定にかかわる国家委員会により決定。2013年に最低賃金法が制定され、2015年9月から日額3600チャットを適用。2018年5月に日額4800チャットに改定された	労働社会福祉省、ラオス労働組合連盟、ラオス全国商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定時期は不定期だが従来は3～4年に1度	政府、使用者、労働者の代表51名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定
適用除外・減額措置	10人未満の零細企業は対象外。本採用以前の技術研修期間の労働者、技術研修期間終了後の試用期間の労働者は減額。経済特区(SEZ)内について特例条項あり	国際機関や大使館で就労する労働者	衣料・履物製造業の工場労働者が対象。試用期間の労働者は適用除外

出典：[日本] 厚生労働省、[アメリカ] 労働省(DOL)、労働統計局(BLS)、[イギリス] Gov.uk、[ドイツ] 政府、[フランス] 労働省等、[カナダ] 各州労働省、[オランダ] 政府、[ベルギー] 社会対話省、[オーストラリア] 公正労働委員会、[韓国] 雇用労働部、最低賃金委員会、[中国] 人力資源・社会保障部、[マレーシア] 首相府、人的資源省、[タイ] 労働省、[インドネシア] ジャカルタ特別州政府、[ベトナム] 労働傷病兵社会省、[ミャンマー] 労働・入国管理・人口省、[ラオス] 労働社会福祉省、[カンボジア] 労働職業訓練省

第 5-18 表 最低賃金額の推移

Table 5-18: Changes in the minimum wage

	2020年	2021	2022	2023	2024		
時間(h)又は日(d)、月(m)当たりの各国通貨額						local currency per hour(h)/day(d)/month(m)	
日本 1)	901	902	930	961	1,004	h	JPN
アメリカ	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25	h	USA
カナダ 2)	11.15～	11.45～	11.75～	13.00～	14.00～		CAN
	15.00	16.00	16.00	16.00	16.77	h	
イギリス	8.21	8.72	8.91	9.50	10.42	h	UK
ドイツ	9.35	9.50	9.82	12.00	12.41	h	DEU
フランス 3)	10.15	10.25	10.57	11.27	11.65	h	FRA
オランダ 4)	1,653.6	1,684.8	1,725.0	1,756.2	—	m	NLD
	—	—	—	—	13.27	h	
ベルギー	1,593.81	1,625.72	1,691.40	1,842.28	1,954.99	m	BEL
中国 5)							CHN
深圳市	2,200	2,200	2,360	2,360	2,360	m	Shenzhen
上海市	2,480	2,480	2,590	2,590	2,690	m	Shanghai
北京市	2,200	2,200	2,320	2,320	2,420	m	Beijing
韓国	8,590	8,720	9,160	9,620	9,860	h	KOR
マレーシア 6)	1,100	1,100	1,100	1,500	1,500	m	MYS
タイ 7)	331	331	331	354	370	d	THA
インドネシア 8)	4,276,349	4,416,186	4,453,936	4,901,798	5,067,381	m	IDN
フィリピン 9)							PHL
非農業	537	537	537	570	610	d	Non-agriculture
農業	500	500	500	533	573	d	Agriculture
インド 10)	569	596	618	646	673	d	IND
ベトナム 11)	4,420,000	4,420,000	4,420,000	4,680,000	4,680,000	m	VNM
ミャンマー	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	d	MMR
ラオス	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,200,000	1,300,000	m	LAO
カンボジア 12)	190	192	194	200	204	m	KHM
オーストラリア 13)	19.49	19.84	20.33	21.38	23.23	h	AUS

出典：各国労働省及び統計局資料（第5-17表 最低賃金制度(p.193～200)を参照）

注：各年、1月1日時点の最低賃金額。

1) 地域別最低賃金額の全国加重平均値。

2) 各年改定後の州別最低賃金、適用期間は州によって異なる。各州とも別途職種別最賃を定めている。

3) 2020年までは、ほぼ年1回（1月1日）の定例引き上げのみだったが、2021年以降、物価上昇に応じて複数回引き上げがなされている。

4) 2017年までは23歳以上、2018年は22歳以上、2019年以降は21歳以上の月額最低賃金。2024年から月額最低賃金を廃止し、時給最低賃金に変更。

5) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。

6) 2023年全国一律1500リンギ。

7) 2013～2016年は全国一律。その後はプーケットなど3県。2024年はプーケット県のみ。

8) ジャカルタ特別州。

9) 2019年までは全国一律。2020年～主要都市以外。

10) デリ政府直轄地における、未熟練労働者が対象。

11) 第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）。

12) 通貨単位は国内で主に流通している米ドル。

13) 週38時間労働の場合の時給。7月1日に毎年改定。